

川口市監査告示第8号

地方自治法第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年2月16日

川口市監査委員 澤野 高雄

同 金井 洋

同 榎原 秀忠

同 芝崎 正太

# 住民監査請求監査結果

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

川口市 [REDACTED]  
[REDACTED]

### 2 請求書の提出日

令和4年12月19日

### 3 請求の要旨

#### (1) 請求人

請求人は、川口市に住民票がある市民である。

#### (2) 本件監査請求概要

予防接種法（昭和23年法律第68号）、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）並びに医師法（昭和23年法律第201号）等に関して、薬害を放置していることは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）違反であり、これら違法性の件につき、同法第239条第2項に当たらない場合でも不當性の要件を充足する可能性がある。

川口市長及び新型コロナワイルスワクチン接種推進室長を請求の対象に、令和4年11月11日より送付した4歳以下の新型コロナワイルスワクチン接種券個別一律送付を、申請制とする措置を講じるよう請求する。

#### (3) 違法性について

##### ア 予防接種法違反

臨時接種の要件（予防接種法第6条）として、「まん延予防上緊急の必要があると認めるとき」と規定されており、緊急性と集団予防が要件となっていることから、感染予防効果が不確定な新型コロナワイルスワ

クチンは、臨時接種区分が不適当になる。

イ　薬機法第66条及び第68条違反

(ア) ニューヨークの最高裁判所などで、新型コロナワクチンに感染予防効果が認められないので、ワクチンパスポートは違憲という判断が出た。しかしながら、厚生労働省（以下「厚労省」という。）、岸田首相及び首相官邸は感染予防効果を宣伝している。

(イ) 厚労省がワクチンに感染予防効果があるという判断をしたときの書類を保有していない旨の不開示決定文書がある。

ウ　インフォームドコンセントに関し、医師法、予防接種法及び医療法（昭和23年法律第205号）違反

(ア) 新型コロナワクチン接種券を送付している市長と新型コロナワクチン接種推進室長に、身内の接種でのインフォームドコンセントに関し、不利益事項の不告知は、医師法、予防接種法第23条第3項及び第5項、医療法第1条の4第2項違反であると主張した質問状を、日本弁護士連合会憲法問題対策本部副本部長に提出した要望書を引用し提出した。市長と新型コロナワクチン接種推進室長からは、医師法、予防接種法第23条第3項及び第5項、医療法第1条の4第2項違反の点につき、当事者の同意署名、有効性の件を除き返信がなかった。

(イ) 4歳以下特有の件について詳細

令和4年11月11日以降送付されてくる4歳以下接種券には、発症予防について、「期待できるとされています」と記載されているだけであって、次のような不利益事項の記載が一切されていない。

Dr Clare Craigによると、4,526名の治験のうち3,000名が除外された。実験の結果は接種者のほうが感染するというものだった。

アメリカ疾病予防管理センターの統計には、生後6か月から4歳の10万人あたりの陽性者数において、接種をした方が陽性率が高いとある。5歳から11歳までのデータにおいても接種の有無による感染（発症）予防効果は見られないとある。また、令和4年3月10日の奈良県議会厚生委員会において、健康な子どもが新型コロナワクチン感染症での死亡は0件だが、新型コロナワクチン接種では

5人（因果関係不明）と言及されていた。

#### （4）不当性について

##### ア 接種率の低さ

5歳以上12歳以下の接種率は、埼玉県では20パーセント代前半で、4歳以下は接種率がさらに低い可能性が見込まれる。

##### イ 職員の不作為

上記（3）違法性の件につき、必ずしも刑事訴訟法第239条第2項に当たらない場合でも不当性の要件を充足する可能性がある。なぜなら、地方公務員は告発義務があるところ、予防接種法違反、薬機法第66条及び第68条違反並びに刑法第156条成立の可能性、医師法、予防接種法第23条第3項及び第5項、医療法第1条の4第2項違反にもかかわらず、何もせずに不作為により歴史上最大の薬害を放置したからである。奈良県議は、厚労省の副反応の情報を県民に明確な提供を要望。その後に県内対象者8万人に情報リーフレットを郵送した。川口市長や新型コロナワクチン接種推進室長は、このような代替案もとらなかつた。

#### 4 求める是正措置

上記の結果、令和4年11月11日より送付した4歳以下の新型コロナワクチン接種券の個別一律送付は、経済的合理性を欠いており、申請制にする措置を講じるよう請求する。

#### 5 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、令和4年12月19日に所定の要件を具備しているものと認め、受理を決定した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

監査対象事項を「4歳以下の乳幼児に対する新型コロナウイルスワクチン接種券の配布」に関連する事務に要した費用に関する事項とした。

### 2 監査対象部局

監査対象部局を川口市保健部（以下「保健部」という。）とした。

### 3 監査の実施

保健部職員から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、説明を聴取する等慎重に監査を行った。

### 4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づく証拠の提出及び陳述について、令和5年1月11日に請求人に陳述の機会を与えたところ、前日に請求人から陳述書及び新たな証拠の提出があり、事務局職員が代読及び説明した。陳述の要旨は次のとおりである。

#### （1）最新の現況について

日本の子どもたちから見て現在の日本の状況は明らかに歴史上最大の人災となっている。

子どもの重症化事例は大人がワクチン接種開始後から見受けられるようになったので、シェディングエクソームが原因の可能性があることが示され、厚労省は既に過去にシェディング現象の存在を認めている。

製薬会社、厚労省、接種担当医師、親権者のいずれも子どものワクチン死に対して誰も責任をとっていない。

#### （2）このような状況になった理由について

今起こっている問題の構造は、利益相反状態が納税者の利益を侵害するという非常に古くてシンプルな構造である。世界保健機関（以下「WHO」という。）は、現状選挙で選ばれたわけでない一個人の利益追求団体となっているので、納税者の利益を守るためにWHOから脱退するのが最善

の選択となるであろう。

納税者が怒りをきちんと表明することによって司法がまともに機能し、結果的に未来ある子どもの生命・身体を守る。民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟としての司法権が機能していなければ、代替案としての住民訴訟、住民監査請求に機能を持たせることによって日本の子どもたちを守れる力が本来備わっているはずである。国家機関がまともに機能していないなら地方自治が納税者のためにその役割を補完すべきであって、国家機関や省庁の出先機関としか機能していないならば、その存在意義は全くないので、そのような地方自治体は解散して、住民税や固定資産税を全て納税者に返還すべきである。

Covid19 の流出自体は故意行為によるものか過失行為によるものかは不明であるが、これからワクチン薬害を隠すために引き起こされてしまうかもしれないアジア地域での戦争を避けるためにも一番最良の選択肢は Covid19 流出の件で、米中以外の欧州豪州日本アセアンの全ての国の国会議員などが一致協力して米国と中国に損害賠償することだと思う。

コロナ発症年である 2020 年は、お年寄りが病院に寄り付かなかつたために国家予算としての医療費が兆円単位で減少し、超過死亡も前年より 9 千人減少した。日本は弱毒 K 型、S 型がまん延したおかげで免疫訓練され、もともと致死率 1 % 以下の疾患だったため国民の 1 % 程度の 120 万人がワクチン接種をしているだけであれば、子どもに対する接種圧力は醸成されなかつたであろう。義務でもないワクチンを 8 割もの国民が接種に邁進し、世界中で日本人だけが傑出してワクチンを接種している。世界で一番頭の悪い国民だとばれてしまったが、世界で一番頭の悪い日本人の人が勝手に人災で自滅するのは構わないが、子どもたちを巻き添えにすべきではない。

今回の件でも、製薬会社、厚労省、接種担当医師、親権者のいずれも、子どものワクチン死に対して誰も責任をとらないであろう。監査請求人が死亡した子どもの親族であったなら、親権者を被疑者とする過失致死・傷害致死で告訴状を提出して、患者団体を通して広くその告訴状を SNS などで拡散してもらうつもりである。また、監査請求人自身がもし子どもを薬害で死なせたら、過失致死で警察に自首して必ず記録を残してもらうで

あろう。

## 5 関係職員からの陳述聴取等

関係職員である保健部職員に対し、令和5年1月20日に事実関係の確認のための陳述聴取を行った。陳述の要旨は、次のとおりである。

(1) ワクチン接種は、予防接種法第30条の規定により第一号法定受託事務となっており、国及び埼玉県の指示のもと実施している。

また、日本小児科学会は、生後6か月以上5歳未満の全ての小児にワクチン接種を推奨している。

(2) 厚労省健康局予防接種担当参事官室から令和4年10月7日付発出された事務連絡「生後6か月以上4歳以下の者への新型コロナウイルスワクチン接種に向けた接種体制の準備について（その2）」において、順次接種券の発送を開始する旨明記されている。これに基づき、国の指示のもと、年度末までに3回接種を完了させるために早急に接種券を送付しなければならないこと、また、申請方式だと接種券の発送が遅くなってしまうことなどの理由から一括発送した。

(3) ワクチン接種の有効性や安全性の問題、接種率が低いことが想定されるなどの背景から、厚労省主催の自治体説明会資料で、「乳幼児用の接種券を対象者全員に送付せず、住民の申請方式のみとしても良いか」との質問に対し、「被接種者に速やかかつ円滑に接種を受けていただく観点から、接種券は一律送付が望ましいと考えるが、自治体の判断で、申請方式のような対応をとることも差し支えない」といった回答が出ている。

(4) 請求者の、一律送付は経済的合理性を欠いておりロスが発生するという主張については疑念があるところである。また、違法性の要件として、刑事訴訟法第239条第2項の違反を主張しているが、当該ワクチン接種事業は、法定受託事務として法令に基づき、適切に実施しているものである。

## 6 監査の期間

令和4年12月19日から令和5年2月16日まで

### 第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認及び判断（理由がないものと認める理由）について述べる。

#### 1 事実関係の確認

保健部新型コロナウイルスワクチン接種推進室職員の陳述及び聞き取り並びに提出された関係文書等により確認した事項は次のとおりである。

##### （1）接種券の送付

###### ア 法定受託事務

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）による改正前の予防接種法附則第7条第1項及び第2項の規定により、同法第6条第1項の予防接種とみなされている。また、同条により市が処理する事務については、同法第30条の規定により、第一号法定受託事務とすることとされている。

第一号法定受託事務については、国においてその適正な処理を確保するため、法第245条の9の規定により、事務を処理するに当たりるべき基準として、処理基準を定めることができるとされており、同基準として、厚労省から「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（以下「手引き」という。）」が示されている。

なお、法定受託事務に係る処理基準は、事務を処理するに当たりるべき基準であり、市はそれに基づいて事務を処理することが法律上予定されているものであり、処理基準と異なる事務処理が行われた場合において、法的な義務を果たしていないという評価を受ければ違法とされることもあり得ると考えられている。

###### イ 接種券の送付

市は、令和4年11月11日から、住民票に記載されている生後6か月以上4歳以下の者（以下「乳幼児」という。）に対し、接種券及び接種

の案内を一律に送付した。

なお、接種券の送付方法について、手引きには、以下のとおり記載されている。

(ア) 印刷物（接種券、予診票、案内等）の準備

市町村は、当該市町村における新型コロナワクチンの接種対象者に対し、接種実施医療機関等が当該市町村の接種対象者であることを確認できる「接種券」を発行し、接種の案内とともに対象者に送付する。

(イ) 接種券等の印刷及び封入封緘について

接種券等については、住民基本台帳に記載されている者のうち、新型コロナウィルスワクチンの接種対象者個人ごとに市町村が送付する。

(ウ) 対象者への周知・啓発

新型コロナワクチンの接種を行う際は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定による公告を行い、接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、使用する新型コロナワクチンの種類、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項を厚労省が作成する新型コロナウィルス感染症に係る予防接種の概要、予防接種の有効性・安全性及び副反応その他接種に関する注意事項等を盛り込んだ資料を活用して、十分な周知を図ること。また、周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。

ウ 市に認められた裁量

市に認められた裁量は、大きく以下の2点が挙げられる。なお、(イ)については、令和4年10月24日に開催された厚労省主催の自治体説明会において説明されたものである。

(ア) 接種券の発送は、一斉に送付すると予約時の混雑が懸念される等の理由により、年齢階層別、地域別、あいうえお順などで段階的に送付するなど、それぞれの自治体の実情に合わせた順番や時期とすることができる。

(イ) 乳幼児用の接種券を対象者全員に送付せず、住民からの申請方式の

みによる送付も可能である。

#### エ 個別一律送付とした理由

市が乳幼児に対し個別一律送付することとした理由は、以下のとおりである。

- (ア) 乳幼児のワクチン接種については、有効性や安全性について疑念を抱いている風潮もあるが、日本小児科学会は、生後6か月以上5歳未満の全ての小児に新型コロナワクチン接種を推奨している。
- (イ) 厚労省健康局予防接種担当参事官室から、令和4年10月7日付で発出された事務連絡「生後6か月以上4歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について（その2）」において、順次接種券の発送を開始すること、と明記されている。
- (ウ) 上記事務連絡には、乳幼児のワクチン接種については、令和5年3月31日までに3回の接種を完了させること、そのためには原則として同年1月13日までに1回目の接種を実施する必要があることに留意すること、と明記されており、国の指示のもと、年度末までに3回接種を完了させるためには、早急に接種券を送付しなければならず、また、申請方式とすると接種券の発送が遅くなってしまうことから一括発送とした。
- (エ) 接種を受けるかどうかは、本人の保護者が接種の効果と副反応のリスクを理解した上で判断することであり、接種券を送付することが、接種を受けることへの強制には当たらない。

#### (2) 接種券送付に係る費用等

乳幼児への新型コロナワクチン接種券の送付に係る費用については、以下のとおりである。

なお、令和5年1月12日現在の送付件数は、19,856件である。

ア 接種券及び説明書の作成に係る費用	4,337,113円
イ 接種券及び説明書の郵送に係る費用	1,358,944円
ウ 合計金額	5,696,057円

## 2 判断

### (1) 乳幼児への接種券の送付により執行された財務会計上の行為

住民監査請求は、財務会計上の行為の違法不当を監査するものであるが、乳幼児への新型コロナワクチン接種券の送付により、以下の財務会計上の行為が行われた。

なお、財務会計上の行為は、接種可能な全市民を対象に行われた。

#### ア 接種券及び説明書の作成に係る費用

市長は、川口市事務決裁規程（昭和51年庁達第2号。以下「事務決裁規程」という。）第4条及び別表第2市長決裁事項及び共通専決事項の3財務事項（2）予算の執行を伴わないものの表第3項第3号委託料のイの規定に基づき、令和4年4月1日に新型コロナワクチン接種関連業務委託の契約を締結し、同年10月1日に乳幼児に係る接種実施に関する業務等を追加する業務委託変更契約を締結した。

なお、変更契約に係る部分の委託料についてはまだ支出されていない。

#### イ 接種券及び説明書の郵送に係る費用

保健部新型コロナワクチン接種推進室長が、事務決裁規程第4条及び別表第2市長決裁事項及び共通専決事項の3財務事項（1）予算の執行を伴うものの表第2項第7号役務費のイの規定に基づき、令和4年12月5日に支出負担行為兼支出命令を行い、同月19日に支出した。

### (2) 接種券の個別一律送付の違法性等について

請求人は、新型コロナワクチン接種は、予防接種法及び薬機法違反であり、また、ワクチン接種に係るインフォームドコンセントに関し医師法、予防接種法及び医療法違反があり、市の職員がこれらの事実を告発しないのは刑事訴訟法違反であると主張し、更に、乳幼児への接種は、刑事訴訟法違反に当たらなくとも不当性の要件を充足する旨主張する。

しかしながら、法に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為について、違法又は不当である旨を指摘することをその要件としている。

請求人の主張により、新型コロナワクチン接種の有効性や安全性に関する様々な見解があることは理解するところ、それらの見解を以て

直ちに新型コロナウイルスワクチン接種が違法又は不当であり、犯罪があるとして刑事訴訟法に規定する告発をしていない不作為があるなどとする主張は、住民監査請求の指摘としては的を欠くものであり、その余を判断するまでもない。

更に、この新型コロナウイルスワクチン接種は、第一号法定受託事務で、国が示す処理基準に基づいて実施しているものであり、ワクチン接種に係る安全性や有効性の判断は、国の判断に基づいて行われている。なお加えれば、このワクチン接種は強制を前提とするものではなく、本人又は保護者の意思を確認の上で行われているものである。

また、請求人は乳幼児の新型コロナウイルスワクチン接種券の個別一律送付については、経済的合理性を欠いており不当であるとも主張するが、上記第3の1の（1）のエ記載のとおり、国からの事務連絡に基づき実施したものであり、令和5年3月31日までに3回の接種を完了させなければならないことを考慮すれば、一律個別に送付することは、むしろ事務の効率化に繋がるとも考えられることから、請求人の主張には理由がないものと判断した。

### （3）財務会計上の行為そのものの違法性等

乳幼児の新型コロナウイルスワクチン接種券の個別一律送付の判断に瑕疵がない場合でも、送付に伴い執行された財務会計上の行為に違法又は不当な行為があればその責を免れることはできないが、上記（1）ア及びイについて確認したところ、いずれも決裁権者により適法に処理されており、例えば歳出予算の裏付けを欠く等財務会計法規上の義務に違反する事実は認められない。

### （4）まとめ

以上のとおり、乳幼児への新型コロナウイルスワクチン接種券の個別一律送付は、違法又は不当であるとは認められず、損害が生じているとまでは言えないことから請求には理由がないと判断した。

また、住民監査請求の対象となるのは、財務会計上の行為であり、乳幼児への新型コロナウイルスワクチン接種券の個別一律送付による公金の支出は、手続上の瑕疵も認められることから不当な支出とはいえないものと判断する。